

(株) ギア 利益相反管理方針

(暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第2項第3号に規定する方針)

1. 目的

当社は、暗号資産交換業その他当社が行う業務に関し、利益相反により利用者の利益が不当に害されることを防止し、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、本方針を定める。

2. 適用範囲

- (1) 当社の役員・従業員（派遣・出向を含む。）が関与する業務
- (2) 当社が委託する外部委託先が関与する業務（委託契約により本方針と同等の管理を求める。）
- (3) 当社が管理が必要と認める関係会社・利害関係者（以下「利害関係人」という。）との取引等

3. 利益相反取引等の類型（管理対象業務）

当社は、次に掲げる業務を中心に、利益相反による弊害のおそれがある取引等（以下「利益相反取引等」という。）を予め特定し、レピュテーション（風評）リスクにも留意して重点管理する。

- (1) 利用者との取引で得た非公開情報・注文情報等を利用し、市場等で不当に利益を得るおそれのある業務（インサイダー取引・フロントランニング等）
- (2) 取扱暗号資産の選定・上場（取扱開始）・継続審査・廃止等に係る業務（未公表情報の取扱いを含む。）
- (3) 自己売買取引（自己ディーリング、在庫調整、ヘッジ、マーケットメイク等）に係る業務
- (4) 利用者に提示するレート、スプレッド、手数料その他取引条件の設定・変更に係る業務
- (5) 広告・表示・勧誘、情報提供（ランキング・推奨表示等を含む。）に係る業務
- (6) 役職員の自己取引（暗号資産取引、関連株式・トークン等を含む。）

4. 管理体制

- (1) 当社は、営業部門から独立したコンプライアンス部を利益相反の管理・統括部署とし、利益相反取引等を一元管理する。
- (2) 重要な利益相反取引等（利用者の利益に重大な影響を及ぼし得るもの）については、コンプライアンス部が関係部署と協議の上、経営陣への報告又は承認を求める。
- (3) 当社は、本方針及び関連規程（暗号資産取扱基準、広告審査、役職員取引管理等）に基づき、研修・周知を継続的に行う。

5. 管理方法

当社は、利益相反取引等を特定した場合、当該取引等の内容・影響度に応じて、以下の措置を適切に組み合わせて実施する。

- (1) 情報遮断（チャイニーズ・ウォール）、アクセス権限管理、職務分掌（起案・承認・執行・検証の分離）
- (2) 取引条件又は方法の変更（レート算定手法の分離・透明化、スプレッド設定の牽制等）
- (3) 取引の中止・制限（自己売買の停止、役職員取引の禁止・事前承認・ブラックアウト等）
- (4) 利用者への開示（開示が適切な場合に限り、誤認が生じない方法で実施）
- (5) 第三者チェック（内部監査、外部監査、委員会等）

6. 記録・モニタリング

- (1) コンプライアンス部は、特定した利益相反取引等、講じた措置、承認・判断根拠を記録・保管する（コンフリクト台帳の整備）。
- (2) コンプライアンス部は、定期的に運用状況を点検し、改善が必要な事項を是正する。

7. 見直し

本方針は、法令・自主規制の改正、業務内容の変更、事故・苦情等を踏まえ、少なくとも年1回見直すものとする。

(2026年2月25日付全面改訂)